

## 「責任役員会」を開催しましょう！

責任役員会は、法人運営の意思決定を担う大切な会議です。責任役員会によって決定される事項と必要な人数は次のとおりです。中でも**全員の同意が必要な事項を「重要事項」**と呼びます。重要事項を実行するためには、責任役員会での議決に加えて、直属教会長の同意、包括の承認そして公告等が必要になる場合があります。

なお、過半数で決定できる事項も、運営の健全性からいえば、出来るだけ全員が賛成して決定することが望まれ、代表役員にはそのための努力が求められます。

また、会議後には会議の経過と決定した事項を「**責任役員会議事録**」として残します。この書類は後日の証拠資料として**永久保存**すべき重要な書類です。(次頁へ続く)

### 主な決定事項と必要な同意人数

予算・決算	定数の過半数
特別会計の設定・廃止	定数の過半数
基本財産の設定・変更	定数の過半数
基本財産取得 (売買・寄附)	定数の過半数
基本財産取得 (建築)	責任役員全員
基本財産の処分	責任役員全員
基本財産の交換	責任役員全員
借入・担保提供・債務保証	責任役員全員
規則変更 (法人合併含む)	責任役員全員
境内建物の新築・改築・増築等	責任役員全員



# 重要事項の決定に関連する手続き

## 公告と据置期間 公告証明書と写真

重要事項のうち、財産処分、借入や保証等(教会規則第19条または20条)については、①直属教会長の同意、②本部の承認ののち、さらに公告をしなければなりません。**公告とは重要事項を実行する前に教会の信者やその他利害関係人に対してお知らせをすることです。**また公告後は異議申し立てのために一定の期間をおかなければなりません。これを**据置期間**といいます。もし据置期間内に関係者から異議が出た場合、再度、責任役員会を開催し再検討することが求められます。

公告と据置の期間と方法は次のとおりです。

	期 間	方 法
公告	10日間 (実質12日間)	法人の事務所に掲示して
据置	公告後1ヶ月(合併は2か月)	異議申立の受付

公告後、公告したことを証明するため、信者その他利害関係人2～5名(責任役員以外)の協力をえて「**公告証明書**」を作成します。証明に必要な人数は都道府県によって異なるため、事前に教務支庁で確認してください。

また合併等、所轄庁への申請の際には**公告現場の写真**が必要です。写真は①公告文のアップ、②公告を見ている人を入れてやや遠景で撮影の2パターンの提出が求められます。

### 法律専門相談室のご案内

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生 山浦 美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157 (担当：原田)

FAX 番号 0743-63-3804

### 教区法人実務研修会報告

4月30日(火)午後、兵庫教務支庁において支部長例会に引き続き、研修会が開催され「不当寄附等勧誘防止法」について当課、清水より約1時間説明させていただきました。

#### 開催状況(令和3年より)

宮崎 鹿児島 福岡 鳥取 岡山 東京 埼玉 千葉 福島 徳島 長崎 香川 兵庫 計13教区

研修内容「宗教法人の基礎」「備付・提出書類」「最近の行政の動き」等

開催を検討している教区は内容や日時などお気軽にご相談下さい。

### 編集後記

今月号より、法人課員が持ち回りで記事を担当することになりました。毎回編者が変わることにより、法人にまつわる情報を多種多様な視点からお届けできればと思います。どうぞお楽しみに。(清水)